

☑ 景観法に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」が指定できるようになります

指定できる区域が拡大することに伴い、関係規定を整備します

景観法に基づく「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」は、景観計画区域においてのみ指定できます。今回、景観計画区域が拡大することにより、指定できる区域が拡大します。

これに併せて、景観計画や景観条例における関係規定を整備します。

条例に基づく指定制度も存続します

都市景観条例に基づく「景観形成重要建築物等」の指定制度も「指定景観資源」と名称変更し、存続します。

制度の運用の考え方

神戸市では、景観法の制定（平成16年）以前より、景観条例に基づき、都市景観の形成を図る上において重要な価値があると認める建築物等を指定し、その保全・活用を図ってきたことから、これまでは景観法に基づく「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定制度は運用してきませんでした。

今後も、景観条例に基づく「神戸市指定景観資源（旧：景観形成重要建築物等）」の指定制度を中心に運用しますが、景観法の指定制度も一体的に運用し、景観上重要な建造物等の幅広い保全・活用を促します。

? 景観条例に基づく指定制度と景観法に基づく指定制度では何が違うのですか

景観法に基づく指定制度では、現状変更が許可制になるなどの制約がある一方で、相続財産評価額の控除が受けられるなどの違いがあります。

		景観法に基づく 景観重要建造物	景観条例に基づく 神戸市指定景観資源
現状変更		許可	届出
措置	現状変更の届出違反	—	報告
	現状変更の許可条件違反	原状回復命令	—
	不適切な管理	管理改善等の命令又は勧告	—
罰則	無許可の現状変更	30万円以下の罰金	—
	現状変更の許可条件違反	30万円以下の罰金	—
	原状回復命令違反	30万円以下の罰金	—
	行為の停止命令違反	—	—
	管理改善等の命令違反	30万円以下の過料	—
その他	建築基準法の適用	一部適用を除外できる	—
	相続財産評価額	3/10控除	—

📄 指定の方針などの詳しい内容は、景観計画の「第3章 景観上重要な建造物等の指定等」をご覧ください